

「観光・MICE 推進プログラム」

経済観光文化局



# 「観光・MICE 推進プログラム」

## 目次

〈頁〉

<b>1 「観光・MICE 推進プログラム」の位置づけ</b> . . . . .	1
<b>2 これまでの主な成果</b>	
<b>成果1</b> 「直行便就航都市を中心に観光客等の大幅な増加と施設稼働率の向上」 . . . . .	1
<b>成果2</b> 「これまでの MICE 誘致の成果として G20 等の開催による都市の存在感向上」 . . . . .	1
<b>成果3</b> 「観光客の増加に伴う観光消費額の拡大と地域活性化への取組み」 . . . . .	1
<b>3 観光・MICE の残された課題、新たな課題</b> . . . . .	2
<b>4 今後実施する取組みの方向性</b>	
(1)九州のゲートウェイ都市機能強化 . . . . .	5
【1-1 MICE 施設をはじめとする都市機能強化】	
【1-2 市発着の九州周遊観光の推進】	
【1-3 デジタルマーケティングによる観光振興の強化】	
(2) 2020 年以降の大型 MICE 開催等の集客拡大への対応 . . . . .	6
【2-1 大型 MICE での魅力発信と更なる MICE 誘致】	
【2-2 集客拡大に伴う受入環境の充実】	
【2-3 歴史・文化資源を活用した観光振興】	
(3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進 . . . . .	7
【3-1 観光産業の生産性向上】	
【3-2 自然など地域資源を活かした観光振興】	
【3-3 観光と市民生活との調和】	
<b>5 「観光・MICE 推進プログラム」における目標設定</b> . . . . .	8
<b>6 財源（宿泊税の活用）</b> . . . . .	8
<b>7 観光・MICE 推進プログラムの実施体制</b> . . . . .	8
<b>8 スケジュール</b> . . . . .	8
(参考資料) 福岡市観光振興条例(平成 30 年福岡市条例第 55 号)他 . . . . .	9

## 1 「観光・MICE 推進プログラム」の位置づけ

「福岡市観光振興条例（以下、「条例」という。）」（令和2年4月1日施行）に定める「市長が講ずる施策」（※）について、2020年度から2022年度までの3年間に主に実施するものを、「観光・MICE 推進プログラム」として位置づける。

※「市長が講ずる施策」について

当該施策については、条例の中で次のとおりとされている。

- ・観光産業の振興（第6条）
- ・受入環境の整備（第7条）
- ・観光資源の魅力の増進等（第8条）
- ・MICEの振興（第9条）
- ・持続可能な観光の振興（第10条）

## 2 これまでの主な成果

**成果1** 「直行便就航都市を中心に観光客等の大幅な増加と施設稼働率の向上」

- (1-1) 5年間で、入込観光客は20%、国際会議の開催件数は17%増加し、ホテルの客室稼働率は5年連続で80%以上となった。
- (1-2) 九州への訪日客の約6割が福岡市から入国している。
- (1-3) 直行便が就航している都市などへのプロモーションを展開し、それらの国・地域からの訪日客が5年間で2.6倍になった。

**成果2** 「これまでのMICE誘致の成果としてG20等の開催による都市の存在感向上」

- (2-1) ライオンズクラブ国際大会や、G20財務大臣・中央銀行総裁会議、世界水泳選手権などの大型MICEの誘致に成功し、都市の存在感向上につながった。
- (2-2) MICEやインバウンドの受入に向けて、観光施設での多言語対応に取り組むとともに、地域でのキャッシュレス化やIoT<sup>1</sup>対応に向けた取組みが始まった。
- (2-3) 天神ビッグバンに続いて、博多旧市街プロジェクトなど歴史文化を活かした取組みが進められた。

**成果3** 「観光客の増加に伴う観光消費額の拡大と地域活性化への取組み」

- (3-1) 観光消費額は5年間で1.48倍となり、地域への波及効果拡大に向けて、商店街でのインバウンド対策事業などが進み出している。
- (3-2) 農山漁村地域において、サイクルツーリズム<sup>2</sup>やグリーンツーリズム<sup>3</sup>など地域特有の資源を活用した振興策が始まった。
- (3-3) 住宅宿泊事業法の施行に合わせ、違法民泊への取組みを強化するとともに、福岡市独自のクルーズNAVI（寄港地観光手配予約システム）の導入などにより、観光バスの交通混雑の緩和と訪問地の分散化が進んだ。

<sup>1</sup> IoT(Internet of Things)：様々なモノが通信機能を持ち、インターネットを介して相互に通信することにより、遠隔計測、自動制御などが行われること

<sup>2</sup> サイクルツーリズム：自然、歴史、食、文化といった観光資源を、自転車を使ってめぐる観光

<sup>3</sup> グリーンツーリズム：緑豊かな農山漁村に滞在し、地域の人々との交流を通じ、その自然、文化、生活、人々の魅力に触れ、様々な体験などを楽しむ観光

### 3 観光・MICE の残された課題、新たな課題

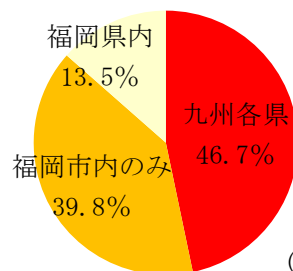
#### 見えてきた課題1【都市の供給力不足が浮き彫りになった】

(1-1) ウォーターフロント地区のMICE施設では催事のお断りが続いており、機会損失が生じているほか、MICE誘致の都市間競争において、ハイクラスホテルの不足が顕在化するなど、都市の供給力が不足している。

(1-2) 市内宿泊者の約半数が九州各県を訪問・滞在しており【図①】、九州のゲートウェイ都市として、九州各地への送客を果たす福岡市の役割がますます高まっている。

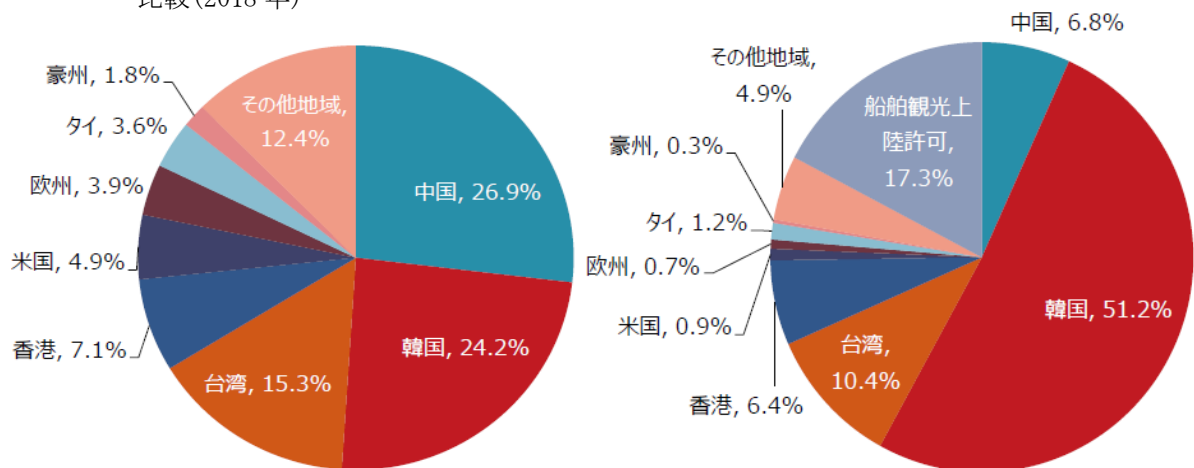
(1-3) 福岡市は、直行便就航の国・地域からの訪日客が増えているが、全国に比べて欧米・オーストラリア客の割合が少ない【図②】。旅行でのスマートフォンなどの利用が進展する中で、データに基づく施策展開を図り、幅広い国・地域からの集客が必要。

【図①】 市内宿泊者の九州における訪問・滞在の割合(2016年4月～2018年9月)



(資料) 株式会社NTTアドがGPSデータをもとに分析・提供

【図②】 日本全体の訪日外国人旅行者(左)と福岡市の外国人入国者(右)の国籍別訪問割合比較(2018年)



(資料) 日本政府観光局「訪日外客数」

(資料) 法務省「出入国管理統計」

#### <対応の方向性1> 「九州のゲートウェイ都市機能の強化」

MICE施設をはじめとする都市機能の強化を図るとともに、エビデンス(根拠)に基づくマーケティング手法も活用しながら、福岡市への幅広い誘客と九州周遊観光を促進するなど、九州のゲートウェイ都市機能の強化に取り組む。

見えてきた課題2【東京オリンピック・パラリンピック等に向けた受入環境の克服すべき課題が明らかになった】

(2-1) 今後、東京オリンピック・パラリンピックや世界水泳などの大型 MICE の開催等により【表③】、集客拡大が見込まれることから、観光コンテンツの魅力向上を図るとともに、G20 の成果を踏まえて、都市の存在感向上につながる MICE 誘致強化が課題となっている。

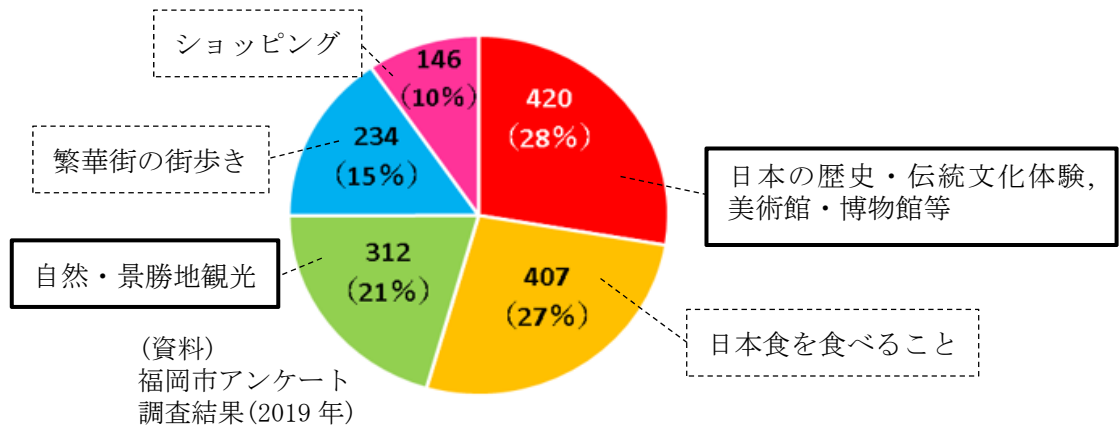
(2-2) ライオンズクラブ国際大会やラグビーワールドカップでの取組みの実績を踏まえ、大型 MICE の開催などにおいて、地域における集客促進と消費拡大を図るとともに、多様な国の文化や習慣への対応や、災害時の多言語対応不足などが課題となっている。

(2-3) 現在の観光客、特に訪日客は食やショッピングのみならず、自然や歴史・文化への関心が高い一方で【図④】、それらの認知不足や、イベント時以外での魅力の継続、ユニークベニュー<sup>4</sup>としての活用などが課題となっている。

【表③】 福岡市における大型 MICE の開催予定等

区 分	2020 年度	2021 年度	2022 年度
大型 MICE	東京オリンピック・パラリンピック 事前合宿(7月) オリンピック(7月) パラリンピック(8月)	マリンメッセ福岡B館(第2期展示場)開館(4月) 世界水泳選手権 世界水泳選手権(7月) 世界マスターズ水泳選手権(8月) 第54回日本薬剤師会 学術大会(9月)	日本精神神経学会 学術総会(6月) 日本消化器関連学会 週間(10月)

【図④】 ラグビーワールドカップ2019の際に日本滞在中に楽しみにしていること(単位:件, n:1,519)



<対応の方向性2> 「2020年以降の大型 MICE 開催等の集客拡大への対応」

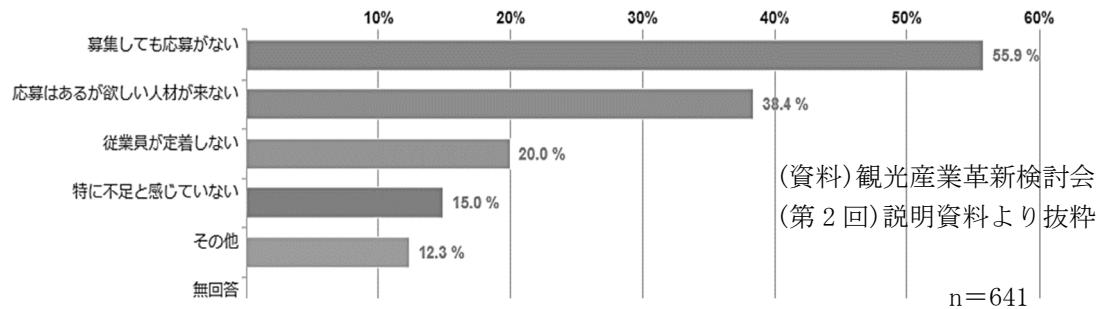
今後、開催が予定される大型 MICE 等での観光の魅力創出や、一層の MICE 誘致に取り組むとともに、集客拡大に伴う地域での受入環境の向上、及び歴史・文化資源の継続的な活用や魅力発信に取り組む。

<sup>4</sup> ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場

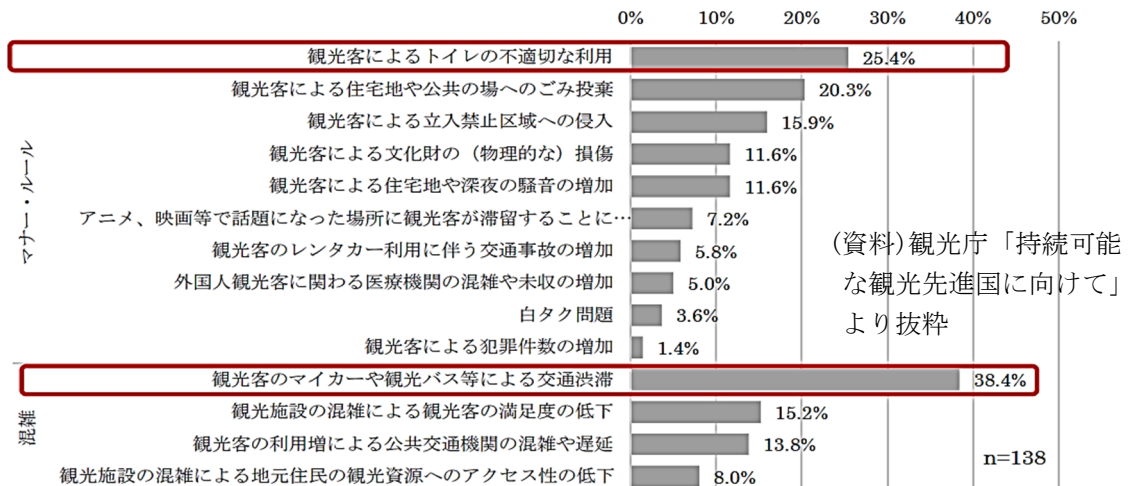
**見えてきた課題3【地域での効果が十分に可視化されておらず、交通混雑も一部残る】**

- (3-1) 観光産業の課題としては、観光・MICEによる集客向上とともに、福岡市ではホテルが急増する一方で、全国的にも人材確保等が急務となっているほか【図⑤】、市内商店街や中小企業者での観光消費の取込みを引き続き図る必要がある。
- (3-2) 農山漁村地域の観光においては、サイクルツーリズムなどで集客増が見られるが、地域経済への波及効果を生み出すことが必要となっているほか、繁忙期の交通混雑や観光資源の磨上げなど、周遊コースとしての一層の魅力向上が課題となっている。
- (3-3) 全国的に旅行者の増加に伴う課題が認識される中【図⑥】、福岡市においても、観光の市民生活への影響として、違法民泊ゼロに向けた取組みの強化が求められるほか、観光バスによる交通混雑は、クルーズ NAVI(寄港地観光手配予約システム)により一定程度改善しているが、今後訪問先の多様化に伴い、新たな訪問先でのバスの交通対策が必要となる。また、トイレ利用時などの外国人観光客のマナー改善も課題となっている。

【図⑤】 宿泊産業(ホテル)における人手不足の現状(人手不足と感じる状況について)



【図⑥】 訪問旅行者の増加に伴う「マナー・ルール」、「混雑」に係る地方自治体が認識している課題



＜対応の方向性3＞ 「地域や市民生活と調和した持続可能な観光の振興」

生産性向上や波及効果の拡大などの観光産業の振興、自然環境や地元の課題に配慮した地域資源の活用、観光客の満足度向上と市民生活との調和、これらを一体的に図る持続可能な観光振興に取り組む。

## 4 今後実施する取組みの方向性

「観光・MICE 推進プログラム」における今後の主な取組みとして、以下の(1)から(3)の方向性により観光・MICE 振興を推進する。

### (1)九州のゲートウェイ都市機能強化

#### 【1-1 MICE 施設をはじめとする都市機能強化】・・・・・・・・・・条例第9条/MICEの振興

##### ○MICE 施設など都市機能の強化

MICE・ビジネスの国際競争力や九州のゲートウェイ都市機能を高めるため、マリメッセ福岡 B 館(第2期展示場)等の MICE 施設整備やハイクラスホテル誘致など、都市機能の強化を図る。

##### ○MICE 施設や観光施設における利便性向上・おもてなし空間の創出

MICE 施設や観光施設等において、観光客の安全・快適な歩行空間の確保や、花やアートによる演出等に取り組み、観光客の利便性向上やおもてなし空間の創出を図る。

#### 【1-2 市発着の九州周遊観光の推進】・・・・・・・・・・条例第7条/受入環境の整備

##### ○Fukuoka City Wi-Fi の利便性向上

交通拠点や観光・商業施設において、公衆無線 LAN の通信品質の向上と拠点拡大により、外国人旅行者などの観光客のスマートフォン等による情報収集・発信における利便性向上を図る。

##### ○九州周遊観光の推進

市内での九州各地の観光案内や情報発信の強化を図るとともに、九州各自治体と連携した観光プロモーションを実施し、市発着の九州周遊観光や相互送客を図る。

#### 【1-3 デジタルマーケティングによる観光振興の強化】・・条例第8条/観光資源の魅力の増進等

##### ○デジタルマーケティング<sup>5</sup>活用による施策推進

ビッグデータ<sup>6</sup>の活用などエビデンス(根拠)に基づく施策の推進や体制強化を図るとともに、デジタル対応に関する事業者への広報強化や啓発を図る。

##### ○多様な国・地域からの誘客促進

データによる根拠に基づき、訪日客の地域特性や趣向に合わせたプロモーション及び商品開発を実施するなど、幅広い国・地域からの誘客及びリピーターの確保を図る。

<sup>5</sup> デジタルマーケティング：収集された膨大な消費者(観光客等)のデータを蓄積し、活用・分析すること

<sup>6</sup> ビッグデータ：事業に役立つ知見を導出するためのデータ



## (2) 2020 年以降の大型 MICE 開催等の集客拡大への対応

### 【2-1 大型 MICE での魅力発信と更なる MICE 誘致】・・・条例第 9 条/MICE の振興

#### ○東京オリンピック・パラリンピックや世界水泳等に合わせた都市の魅力発信

東京オリンピック・パラリンピックや世界水泳等に合わせ、昼夜楽しめるコンテンツや賑わいを創出するとともに、都市型観光コンテンツの魅力向上を図る。

#### ○質の高い MICE の誘致

大型スポーツ MICE の開催に続いて、質の高い MICE などの誘致の強化のために、福岡観光コンベンションビューローの体制強化や誘致に向けた支援施策の充実を図る。

### 【2-2 集客拡大に伴う受入環境の充実】・・・・・・・・・・条例第 7 条/受入環境の整備

#### ○地域での受入環境の充実

地域での外国人観光客などの集客促進や消費拡大のため、店舗でのおもてなしや多言語での情報発信の強化、市内各所への分散化促進など、便利で快適な受入環境の充実を図る。

#### ○観光客の安全・安心確保のための受入環境の充実

災害時での観光客への対応や、多様な食文化や宗教に配慮した食のユニバーサル対応を推進するなど、観光客が安全・安心に過ごすことができる環境の充実を図る。

### 【2-3 歴史・文化資源を活用した観光振興】・・・条例第 8 条/観光資源の魅力の増進等

#### ○歴史や伝統文化を活かした観光の推進

博多旧市街、福岡城跡等における歴史・伝統文化を活かした体験コンテンツの開発、回遊ルートや拠点の形成などを図り、競争力向上に向けて歴史や伝統文化を活かした観光を推進する。

#### ○文化芸術・文化財の活用促進

文化芸術による観光の魅力の向上を図るとともに、文化財の一層の活用のために、魅力の磨上げや受入環境の充実、歴史周遊ルートの広報、MICE のユニークベニューとしての利用促進を図る。

### (3) 地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興の推進

#### 【3-1 観光産業の生産性向上】・・・・・・・・・・ 条例第 6 条/観光産業の振興

##### ○宿泊業をはじめとした観光産業の生産性向上

宿泊施設等の受入環境整備促進や宿泊業者等における人材確保・育成など、観光産業の生産性向上に向けた取組みを実施。

##### ○観光振興による商店街や中小企業の活性化

観光による経済への効果を隅々にまで波及させるため、商店街や中小企業の観光振興の取組みに対する支援を実施。

#### 【3-2 自然など地域資源を活かした観光振興】・ 条例第 8 条/観光資源の魅力の増進等

##### ○農山漁村地域における観光振興

豊かな自然を有する農山漁村地域において、地域の魅力を観光資源として磨き上げ、サイクルツーリズムやグリーンツーリズムなど、自然環境を活かした持続可能な観光振興に取り組む。

##### ○海辺を活かした観光振興

海辺の観光周遊コースの形成に向けて、写真を撮りたくなる海辺の魅力づくりや、立ち寄りスポットづくりなど、ソフト・ハード面から、海辺の観光の魅力向上やブランディング<sup>7</sup>に取り組む。

#### 【3-3 観光と市民生活との調和】・・・・・・・・・・ 条例第 10 条/持続可能な観光の振興

##### ○健全な民泊の普及推進

環境衛生監視員による監視・指導を強化するとともに、旅館業法や住宅宿泊事業法の周知徹底を図るなど、健全な民泊の普及を推進する。

##### ○観光客や市民の利便性向上

観光地周辺の公衆トイレの洋式化など、観光客だけではなく、市民にとっても利便性が向上する取組みを実施。

##### ○観光客と市民生活の調和促進

観光客の増加に伴う交通混雑への対応や、観光客のマナー改善など、市民生活への影響への対策を実施し、市民生活との調和を図る。

---

<sup>7</sup> ブランディング：他と違う価値やイメージを観光客や市民の中で育成していくこと

## **5 「観光・MICE 推進プログラム」における目標設定**

- (1) 観光消費額・・・・・・・・・・6,000 億円
- (2) 入込観光客数・・・・・・・・・・2,300 万人
- (3) 外国人入国者数・・・・・・・・・・320 万人

## **6 財源(宿泊税の活用)**

- 観光・MICE 推進プログラムの実施には、宿泊税を活用することとし、新規・拡充事業かつ、重要度・優先度に基づき選定した事業から充当していく。
- また、宿泊税については、目的税としての性質を鑑み、収入・支出を明確化し、将来必要となる財源を確保するため、「観光振興基金(仮称)」を今後具体化していく。

## **7 観光・MICE 推進プログラムの実施体制**

- 観光・MICE 推進プログラムの実施に当たっては、関係局と密な情報共有を行ったうえで、連携して対応する。
- また、経済観光文化局観光コンベンション部及び福岡観光コンベンションビューローにおいて、事業推進体制を強化する。

## **8 スケジュール**

- |            |  |
|------------|--|
| 令和元年 12 月  | 経済振興委員会において、「観光・MICE 推進プログラム」について報告。                           |
| 令和 2 年 3 月 | 当初議会において、観光・MICE 推進プログラム関連の令和 2 年度予算案(宿泊税充当事業を含む)及び基金条例案を提案予定。 |
| 令和 2～4 年度  | 観光・MICE 推進プログラムの推進及び検証。  |

## (参考資料) 福岡市観光振興条例(平成 30 年福岡市条例第 55 号)

### (目的)

第 1 条 この条例は、観光振興に関し、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、観光振興に必要な事項を定めることにより、観光振興に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 観光振興に当たっては、本市が有史以前から大陸との交流窓口並びに外交及び貿易の拠点として世界とつながっており、独自の文化及び個性を育んできた国際交流都市であることを認識しなければならない。

2 観光振興は、余暇活動（余暇を利用して、学習、教育、娯楽、保養等の目的で活動することをいう。）、事業活動、会議、研修、運動競技等様々な目的を有する旅行者の来訪及び交流を促進するものであることを認識しなければならない。

3 観光振興に当たっては、それが様々な産業に幅広く波及効果をもたらすものであり、本市経済の活性化に寄与し、あわせて市民が利益を享受するものであることを認識しなければならない。

4 観光振興に当たっては、集客交流が新しい事業機会の創出、イノベーションの創出（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 2 条第 5 項に規定するものをいう。）、本市の知名度の向上、地域経済の活性化等新たな価値を生み出すものであることを認識しなければならない。

5 観光振興に当たっては、市民が誇りと愛着を持つことができる地域社会の発展を通して観光振興を推進することが、豊かな市民生活の実現のために重要であることを認識しなければならない。

6 観光振興に当たっては、法令等を遵守した公正な競争の下における観光振興が重要であることを認識しなければならない。

7 観光振興は、九州の玄関口としての福岡市の役割を認識し、九州内の地方公共団体との連携を図ることを旨として、行われなければならない。

8 観光振興は、旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるようにすることを旨として、行われなければならない。この場合においては、市民生活との調和に配慮するものとする。

### (市の責務)

第 3 条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光振興に関する施策を実施するものとする。

### (市民の役割)

第 4 条 市民は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (事業者の役割)

第 5 条 事業者は、基本理念にのっとり、観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### (観光産業の振興)

第 6 条 市長は、観光に関する産業の生産性の向上及び観光振興に寄与する人材の育成に必要な施策の実施その他の観光に関する産業の振興に必要な施策を講ずるものとする。

(受入環境の整備)

第7条 市長は、国内外からの旅行者が安心して、安全かつ快適に過ごすことができるよう、観光を取り巻く情勢の変化に対応した受入環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光資源の魅力の増進等)

第8条 市長は、国内外からの旅行者の来訪の促進を図るため、地域の食、歴史、文化、自然その他の観光資源の魅力の増進及び新たな観光資源の発見、国内外に向けた魅力の発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(M I C Eの振興)

第9条 市長は、M I C E（国際会議その他の多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントをいう。以下同じ。）の受入環境の整備、誘致体制の強化その他のM I C Eの振興に必要な施策を講ずるものとする。

(持続可能な観光の振興)

第10条 市長は、宿泊施設に関する法令の適切な運用の確保、良質な宿泊施設に係る情報の提供その他の市民生活との調和に配慮した持続可能な観光振興に必要な施策を講ずるものとする。

(財源の確保)

第11条 市長は、この条例に基づく施策に要する費用に充てるため、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を課する。

2 前項に規定するもののほか、宿泊税については、別に条例で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後5年ごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## **福岡市宿泊税条例（令和元年福岡市条例第28号）抜粋**

附則

(福岡市観光振興条例の一部改正)

9 福岡市観光振興条例の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後3年を経過した場合において、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、5年ごとに同様の検討を行うものとする。